

◆郵便による不在者投票

障害者手帳をお持ちの方などで、要件に該当する方は、自宅で投票することができません。また、郵便による不在者投票の対象者で、自分で投票に関する記載ができない方は、あらかじめ届け出た方に代理で投票に関する記載をしてもらうことができる制度もあります。

これらの制度を利用するためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることなどが必要ですので、市選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。

また、投票用紙を請求する場合は、投票用紙交付申請書と郵便等投票証明書を10月18日(水)午後5時までに市選挙管理委員会へ提出してください。

◆指定施設での不在者投票

投票日当日に病院などの指定施設に入院・入所されている方で、要件を満たす方は、施設内で事前に不在者投票をすることができます。

なお、施設によっては投票ができない場合もありますので、事前に市選挙管理委員会または入院・入所されている施設に確認してください。

◆名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

進学や就職、出張や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

▽不在者投票期間

10月11日(水)～21日(土)

※不在者投票の場所や受付時間については、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

不在者投票のながれ

- ①不在者投票請求書・宣誓書様式の取得  
高山市の不在者投票請求書・宣誓書をHPや電話などで取得してください。
- ②不在者投票請求書・宣誓書の提出  
ご本人が請求書・宣誓書に必要な事項を記入のうえ、郵送で市選挙管理委員会まで提出してください。FAXやメールによる提出はできませんので、お早めに手続きをしてください。
- ③投票用紙等の受け取り  
投票用紙や投票に必要な不在者投票証明書が高山市選挙管理委員会から請求書・宣誓書にかかれた居住地に簡易書留で送付されますのでお受け取りください。
- ④お近くの選挙管理委員会で投票  
投票用紙等が届いたら、滞在先の市区町村の不在者投票所(市役所・役場など)にご本人が出向き、選挙管理委員会の指示に従い不在者投票を行ってください。

※この投票方法は日数がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

高等学校での期日前投票所開設

今回の選挙では、政治に関心を持つ若者が増えることを目的に、市内高等学校6カ所ですべてに放課後の時間帯に期

日前投票所を開設します。

新しく有権者となるみなさんは、大切な権利を無駄にしないよう、初めての選挙から貴重な1票を投じましょう。

◆開票は南小学校で実施

開票は10月22日(日)午後9時30分から南小学校屋内運動場(岡本町1)で行う予定です。有権者の参観は自由です。開票状況は開票所内に表示するほか、市HPで閲覧することができます。また、市メール配信サービス(配信項目・選挙)でも配信します。

問合せ先

高山市選挙管理委員会事務局  
☎32-53333

ご注意ください！  
投票所が変更となります

○変更となる投票所

投票区名	変更前	変更後
山王	山王小学校 屋内運動場	山王小学校 校舎東側 第2会議室
花里	花里小学校 屋内運動場	花里小学校 校舎東側 英語ルーム
北	北小学校 屋内運動場	北小学校 資源ごみ拠点集積所側 少人数教室
黒谷	荘川体育館 玄関・ホール	惣則公民館 和室
万石	燦燦朝日館 ふれあいホール	万石公民館 会議室
広瀬町	こくふ交流センター さくらホール	高山市国府支所 1階会議室

衆議院議員総選挙のため、広報10月1日号でお知らせした以下の催しについて、開催日を変更します。ご理解ご協力をお願いします。

○フリーマーケット&リフォーム製品フェア  
変更日時 11月12日(日) 午前10時～午後3時  
変更場所 市役所1階ロビー(花岡町2)

問合せ先 快適環境づくり市民会議(生活環境課内)  
☎35-3188

○法令講習会(荘川地域)  
変更日時 10月23日(月) 午後7時～  
変更場所 荘川総合センター(荘川支所)

問合せ先 高山地区交通安全協会 ☎36-2077